



宮崎県公報

平成19年3月30日(金曜日)号外 第34号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

○物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加

頁

資格、氏名基準等に関する要綱の一部を改正す

る告示……………(物品管理課) 1

訓令甲

○法令審議会規程の一部を改正する訓令……………(行政経営課) 1

告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県告示第三百四十一号

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和四十六年宮崎県告示第九十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

第十二条中「物品管理課長」を「総務事務センター課長」に改める。

第十四条第二項中「出納事務局長」を「総務部次長(総務・職員担当)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 審査員は、総務課長、総務事務センター課長、総務課課長補佐(総括)、総務事務センター課長補佐(総括)、総務事務センター主幹及び総務事務センター副主幹(総務事務センター主幹及び総務事務センター副主幹においては、管理又は調達の事務を掌理する者に限る。)をもつて充てる。

第十八条中「出納事務局物品管理課」を「総務部総務事務センター」に改める。

別表2の表三の項中「二か月以上六か月以内」を「三か月以上九か月以内」に改め、同表2の表四の項中「三か月以上九か月以内」を「三か月以上十二か月以内」に改め、同表2の表七の項から九の項までの規定中「使用人が」の下に「競争入札妨害又は」を加える。

別表の備考に次のように加える。

7 指名停止を行う場合において、有資格者が別表2の表四の項から六の項までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合の指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の二分の一の期間とする。この場合において、指名停止期間が別表2の表四の項から六の項までに規定する期間の短期を下回る場合においては、3の規定を適用するものとする。

別記様式第四号中「物品管理課長」を「総務事務センター課長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

訓令甲

法令審議会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

訓令甲第十一号

本庁
各出先機関

法令審議会規程の一部を改正する訓令

法令審議会規程(昭和三十九年訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

法令審査会規程

第一条中「を審議」を「を審査」に、「法令審議会」を「法令審査会」に、「審議会」を「審査会」に改める。

第二条の見出しを「(審査事項)」に改め、同条中「審議会」を「審査会」に、「について審議」を「について審査」に改める。

第三条第一項中「審議会」を「審査会」に改め、同条第三項中「吏員」を「職員」に改める。

第四条第一項中「審議会」を「審査会」に改め、同条第三項中「吏員」を「職員」に改める。

第五条第一項中「審議会」を「審査会」に改め、同条第三項中「審議」を「審査」に改める。

第六条の見出し中「審議事案」を「事案」に改め、同条中「審議会」を「審査会」に、「出納長」を「会計管理者」に、「審議を」を「審査を」に改める。

第七条第一項中「提出事案」を「規定により提出された事案(以下「提出事案」という。)」に改め、同条第三項中「吏員」を「職員」に改める。

第八条の見出し中「審議会」を「審査会」に改め、同条第一項中

「審議を」を「審査を」に、「審議会」を「審査会」に改め、同条第二項及び第三項中「審議会」を「審査会」に改める。

第九条の見出し中「審議」を「審査」に改め、同条第二項中「書面審議」を「書面審査」に改め、同条第二項中「第六条の」を削り、「認められる事案」を「認められるもの又は県民の権利義務に関わらないと認められるもの」に、「書面審議」を「書面審査」に改め、同条第三項中「書面審議」を「書面審査」に、「出納事務局」を「会計管理局」に改める。

第十条中「審議事案」を「審査事案」に改める。

第十一条の見出し中「審議終了事案」を「審査終了事案」に改め、同条中「審議終了事案」を「審査が終了した事案」に改める。

第十二条及び第十三条中「審議会」を「審査会」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。